

令和7年度東京労働局 最低賃金・各種助成金周知強化期間実施要綱
～ちゃんとチェック！さいちんキャンペーン（TOKYO1226）～

1 目的

東京都最低賃金は、東京地方最低賃金審議会に対する諮問及び答申を経て、令和7年10月3日から1時間1,226円に改正されることが決定した。

今回の改正は、引上げ額63円（引上げ率5.42%）と昨年度を上回る引上げとなったことから、改正後の最低賃金額及び中小企業等に対する支援策の周知を徹底することが重要である。

東京労働局では、東京都内の使用者及び労働者に対し、すべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネットとしての最低賃金の周知を徹底するとともに、事業主が賃上げのために行う設備投資などの取組や、賃上げの対象となる従業員の属性などを基に、目的に合った助成金の利用促進に向けた周知について、集中的な取組を行うこととする。

2 取組期間

令和7年9月3日～10月31日

3 東京労働局・労働基準監督署・公共職業安定所の取組項目

（1）関係行政機関及び関係団体を通じた周知

ア 主な団体及び業界団体を東京労働局幹部が訪問し、最低賃金の周知及び各種助成金の利用促進に関する要請を実施。【局】

イ 自治体、主な団体及び業界団体に対し、最低賃金及び各種助成金のリーフレットを送付し、広報依頼を実施。【局・署】

ウ 主な団体及び業界団体等のホームページやメールマガジンに、最低賃金及び各種助成金の広報記事を掲載依頼。【局】

エ 地域団体等に対し労働基準監督署幹部が最低賃金の周知及び各種助成金の利用促進に関する要請を実施。【署】

（2）個別事業場に対する周知

ア 局署において実施する集団指導、説明会各種会合等において、最低賃金及び各種助成金について周知を実施。【局・署】

イ 東京働き方改革推進支援センターによる最低賃金及び各種助成金についての相談支援の周知を実施。【局・署】

ウ 労働基準監督署の監督指導、個別指導、訪問支援等において最低賃金及び各種助成金の周知を実施。【署】

エ 公共職業安定所において、求人情報の賃金額の確認の徹底、求人事業主及び求職者に対する最低賃金及び各種助成金について周知を実施。【所】

(3) 広く国民一般に対する周知

ア 最低賃金及び各種助成金を紹介する広報動画を作成し【局】、YouTube 東京労働局公式チャンネル、X 東京労働局公式アカウント、各労働基準監督署及び公共職業安定所に設置したデジタルサイネージ、都営地下鉄の車内デジタル広告、屋外ビジョン等を活用したデジタル手法を用いた情報発信を実施。

【局・署・所】

イ 最低賃金及び各種助成金を紹介する東京労働局独自ポスター及びリーフレットを作成し【局】、広く最低賃金及び各種助成金について周知を実施。【局・署・所】

ウ 派遣会社や職業紹介事業者等に係る事業主に対する最低賃金及び各種助成金の周知のため、東京労働局海岸庁舎庁内でのポスター掲示及びリーフレットの備え置きを実施。【局】

エ 都営バス（全 19 営業所）に、最低賃金額及び各種助成金の車内広告を掲載予定。【局】

オ 金融機関と連携し、最低賃金及び各種助成金の周知依頼を実施。【局】

カ 東京労働局最低賃金広報キャラクター「さいちん犬（※）」を活用した広報【局・署・所】

(※さいちん犬)

